

品川学園校庭少年少女スポーツ開放（昼間の部）実施要綱

平成24年2月21日区長決定

要綱第25号

改正平成27年4月1日区長決定

要綱第235号

改正令和6年3月1日部長決定

要綱第50号

（目的）

第1条 平成23年10月31日付「品川学園の校庭の地域開放に関する確認書」に基づき、地域の少年少女スポーツ団体に優先的に開放する事業（以下「スポーツ開放」と言う。）を行い、地域スポーツ環境の整備と団体の育成を図ることを目的とする。

（開放対象）

第2条 スポーツ開放を行なう種目は、少年野球（品川区少年野球連盟所属団体が行なうものに限る）および少年サッカー（品川区少年サッカー連盟所属団体が行なうものに限る）とする。ただし、区長が特に認める場合は、他の種目についてスポーツ開放を行なうことができる。

（開放施設・時間）

第3条 スポーツ開放（昼間の部）する施設・使用できる曜日・時間帯は、別表第1に定める。

（使用の調整）

第4条 少年野球連盟および少年サッカー連盟（以下「各連盟」と言う。）は、それぞれ品川学園使用調整担当を選任し、月単位で使用の調整をする。

（使用申請）

第5条 開放する学校施設（以下「学校施設」と言う。）の使用にあたっては、使用日の属する月の前月末までにスポーツ推進課から教育委員会へ使用月の各連盟使用枠申請を行う。

（使用の調整の流れ）

第6条 各連盟は、毎月中旬までに翌月分の使用調整を行い、月間使用計画表を作成する。この場合において、年間における使用割合は、各連盟同割合を原則とする。

2 各連盟は、毎月末日までにそれぞれ翌月の使用枠について使用団体を決定し、スポーツ推進課へ使用申請書を提出する。

3 スポーツ推進課は、前条に定める使用申請に基づき教育委員会から受領した使用承認書を各連盟に交付する。

4 各連盟は、毎月中旬までに前月の使用団体名、人数等について実績報告書をスポーツ推進課に提出する。

（使用管理）

第7条 各連盟は、学校施設の使用にあたっては、使用チーム関係者内で必ず管理担当者を配置し、責任をもって使用者の安全確保および使用場所の規律の保持にあたらなければならない。

2 管理担当者は、学校施設の使用前に学校施設管理員に使用承認書を提示し、使用後は使用終了報告を行う。

3 用具の片付け、グラウンドの整備等は使用時間帯において終了するものとする。

4 使用時における事故の責任は、原則として使用者が負う。ただし、事故があった場合は、スポーツ推進課と学校施設管理員に報告するものとする。

(禁止事項および注意事項)

第8条 学校施設を使用する者は、学校施設使用承認書裏面の承認条件を遵守するほか、別表2に定めるスポーツ開放における禁止事項および注意事項を遵守しなければならない。

2 遵守事項を守らない場合は、以後該当団体への開放を停止する。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

開放する施設	使用できる曜日	使用時間帯	
第1グラウンド および付随する施設（トイレ、倉庫、水飲み場等）	日曜日 国民の祝日 休日 (振替休日を含む)	①午前 9：00～ 13：00	②午後 13：00～ 19：00
第2グラウンド および付随する施設（トイレ、倉庫、水飲み場等）	日曜日 土曜日 国民の祝日 休日 (振替休日を含む)	①午前 9：00～ 13：00	②午後 13：00～ 19：00

備考

- 1 使用時間帯の枠は、午前と午後を合わせて1日単位とすることができる。
- 2 第1・第2グラウンドを異種スポーツでを使用することによる接触事故を防止するため、原則として第1・第2グラウンドを合わせて同一連盟が全面利用を行なうものとする。
- 3 学校授業実施土曜日については、午後からの使用とする。

別表第2（第8条関係）

禁 止 事 項	① 施設内では喫煙をしないこと。 ② スパイクは使用しないこと。 ③ 承認された施設以外には立ち入らないこと。
------------------	---

注 意 事 項	使用前	① 連盟の責任者は、使用前に学校施設管理員に使用承認書を提示すること。 ② 天候の悪い場合（雨、降雪等）は使用しないこと。
	使用中	① 使用時間を厳守すること。 ② 騒音等により近隣住民に迷惑をかけることがないように十分に注意すること。
	使用后	① 用具等は、所定の位置に必ず戻すこと。 ② グラウンドの清掃を行い、ごみ等は持ち帰ること。 ③ グラウンド整備を必ず行い、原状復帰すること。 ④ 学校施設管理員に学校施設使用終了の報告をすること。 ⑤ 故意または過失により施設等を破損した場合は、学校施設管理員に報告するとともに、原則として各連盟がその損害を賠償すること。